

畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格の見直しについて（案）

平成17年10月27日

農林水産省

1 見直しの趣旨

JAS法第9条の2の規定及び平成17年8月に農林物資規格調査会で決定した「JAS規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準」に基づき、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格（昭和60年4月20日農林水産省告示第531号）について、消費者に良質な製品を提供する観点及び消費者ニーズに対応した製品を提供する観点から所要の見直しを行う。

2 見直しの結果

畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格について、

- (1) 牛肉と馬肉を併用するコンビーフ類似の製品が幅広く流通していることから、その品質を確保するため、これに対応するコーンドミート缶詰及び瓶詰の規格を新設する。
- (2) コンビーフ缶詰及び瓶詰の規格について、製品の製造・流通実態を踏まえ、粗たん白質の基準値の違いによる上級及び標準の2区分を設ける。等の改正を行う。

畜産物缶詰及び畜産物瓶詰について

1 規格の位置づけ

畜産物缶詰及び畜産物瓶詰は、最終製品として直ちに消費されるものでありますから、購入時に内容物を直接確認できないため、一定の品質が確保されていることを消費者に明瞭にする必要がある。

また、牛肉を使用したコンビーフ缶詰とそれ以外の食肉を使用したコンビーフ類似の製品（馬肉と牛肉を併用した製品）が幅広く流通している実態を踏まえれば、消費者保護の観点から品質・名称の標準が必要である。

このため、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰のJAS規格は「標準規格」として位置づけられる。

2 生産状況及び規格の利用実態

国内製造業者数	38 業者																									
小売販売額の増減率	▲ 26 %																									
	<table border="1"><thead><tr><th>年 次</th><th>小売販売額(億円)</th></tr></thead><tbody><tr><td>12</td><td>149</td></tr><tr><td>16</td><td>110</td></tr></tbody></table>		年 次	小売販売額(億円)	12	149	16	110																		
年 次	小売販売額(億円)																									
12	149																									
16	110																									
格付率	48 %																									
	<p>平成16年生産数量及び格付数量</p> <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>生産数量(t)</th><th>格付数量(t)</th></tr></thead><tbody><tr><td>食 肉</td><td>1,290</td><td>183</td></tr><tr><td>ソーセージ</td><td>239</td><td>140</td></tr><tr><td>コンビーフ</td><td>411</td><td>384</td></tr><tr><td>家きん卵水煮</td><td>2,252</td><td>1,457</td></tr><tr><td>ニューコンビーフ</td><td>1,697</td><td>1,582</td></tr><tr><td>その他</td><td>1,878</td><td>—</td></tr><tr><td>計</td><td>7,767</td><td>3,746</td></tr></tbody></table>		区 分	生産数量(t)	格付数量(t)	食 肉	1,290	183	ソーセージ	239	140	コンビーフ	411	384	家きん卵水煮	2,252	1,457	ニューコンビーフ	1,697	1,582	その他	1,878	—	計	7,767	3,746
区 分	生産数量(t)	格付数量(t)																								
食 肉	1,290	183																								
ソーセージ	239	140																								
コンビーフ	411	384																								
家きん卵水煮	2,252	1,457																								
ニューコンビーフ	1,697	1,582																								
その他	1,878	—																								
計	7,767	3,746																								
他法令での引用	なし																									

畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格の改正概要

1 適用の範囲の変更

改 正 案	現 行
<p>この規格は、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰のうち、食肉缶詰<u>又は</u>食肉瓶詰、ソーセージ缶詰<u>又は</u>ソーセージ瓶詰、コーンドミート缶詰<u>又は</u>コーンドミート瓶詰、コンビーフ缶詰<u>又は</u>コンビーフ瓶詰<u>及び</u>家きん卵水煮缶詰<u>又は</u>家きん卵水煮瓶詰に適用する。</p>	<p>この規格は、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰のうち、食肉缶詰<u>及び</u>食肉瓶詰、ソーセージ缶詰<u>及び</u>ソーセージ瓶詰、コンビーフ缶詰<u>及び</u>コンビーフ瓶詰<u>並びに</u>家きん卵水煮缶詰<u>及び</u>家きん卵水煮瓶詰に適用する。</p>

(改正理由)

- 当該日本農林規格にコーンドミート缶詰、コーンドミート瓶詰が適用されることを明確化する。

2 定義の変更

(定義)

用 語	改 正 案	現 行
畜産物缶詰又は畜産物瓶詰	食肉鳥卵又はその加工品（調味、 <u>ぱい焼</u> 又は <u>塩漬</u> したものを含む。）に調味液を加え又は加えないで、缶又は瓶に密封し、加熱殺菌したものをいう。	食肉鳥卵又はその加工品（調味・調製したものを含む。）に調味液を加え又は加えないで、缶又は瓶に密封し、加熱殺菌したものをいう。
食肉缶詰又は食肉瓶詰	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、食肉に <u>調味液</u> を加えたものを詰めたものをいう。	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、食肉（ <u>ぱい焼</u> 又は <u>塩漬</u> したものを除く。）に水及び <u>食塩</u> を加えたもの、しょうゆ及び砂糖類を加えたもの又はこれらに調味料、香辛料等を加えたものを詰めたものをいう。
ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、家畜、 <u>家兎</u> 若しくは <u>家きん</u> の肉を <u>塩漬</u> し又は <u>塩漬</u> し	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、家畜、 <u>家兎</u> 若しくは <u>家きん</u> の肉を <u>塩漬</u> し又は <u>塩漬</u> し

	<p>ないで、ひき肉したものに、家畜、<u>家兔</u>若しくは家きんの臓器及び可食部分を塩漬し若しくは塩漬しないで、ひき肉し、若しくはすりつぶしたもの又は魚肉若しくは鯨肉を塩漬し若しくは塩漬しないで、ひき肉し、若しくはすりつぶしたもの（魚肉及び鯨肉の原材料（調味液の原材料を除く。以下この項において同じ。）に占める重量の割合が15%未満であるものに限る。）を加え又は加えないで、調味料、香辛料等を加え、結着材料（結着材料の原材料に占める重量の割合が15%未満であるものに限る。）を加え又は加えないで、練り合わせたもの（グリンピース、パプリカその他の種ものを加えたものを含む。）をケーシング等に充てんした後、くん煙し又はくん煙しないで、加熱し、又は乾燥したものをブロック、<u>スライス</u>若しくはその他の形状に<u>切断</u>し、又はそのまま詰めたものをいう。</p>	<p>ないで、ひき肉したものに、家畜、<u>家兔</u>若しくは家きんの臓器<u>若しくは</u>可食部分を塩漬し若しくは塩漬しないで、ひき肉し、若しくはすりつぶしたもの又は魚肉若しくは鯨肉を塩漬し若しくは塩漬しないで、ひき肉し、若しくはすりつぶしたもの（魚肉及び鯨肉の内容固形量に占める重量の割合が15パーセント未満であるものに限る。）を加え又は加えないで、調味料、香辛料等を加え、結着材料（結着材料の内容固形量に占める重量の割合が15パーセント未満であるものに限る。）を加え又は加えないで、練り合わせたもの（グリンピース、パプリカその他の種ものを加えたものを含む。）をケーシング等に充てんした後、くん煙し又はくん煙しないで、加熱し、又は乾燥したものをブロックに<u>切断</u>し、若しくは薄切りし、又はそのまで詰めたものをいう。</p>
コーンドミート缶詰又はコーンドミート瓶詰 (新規)	<p>畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、食肉を塩漬し、煮熟した後、ほぐし若しくはほぐさないで、食用油脂、調味料、香辛料等を加え又は加えないで詰めたものをいう。</p>	-
コンビーフ缶詰又はコンビーフ瓶詰	<p>コーンドミート缶詰又はコーンドミート瓶詰のうち、牛肉を塩漬し、煮熟した後、ほぐ</p>	<p>畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、牛肉を塩漬し、煮熟した後、ほぐし若しくはほぐさ</p>

	し若しくはほぐさないで、食用油脂、調味料、香辛料等を加え又は加えないで詰めたものをいう。	ないで、食用油脂、調味料、香辛料等を加え又は加えないで詰めたものをいう。
家きん卵水煮缶詰又は家きん卵水煮瓶詰	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、家きんの卵を煮熟し、殻を除去して、水及び食塩とともに詰めたものをいう。	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、家きんの卵を煮熟し、殻を除去し又は除去しないで、水及び食塩とともに詰めたものをいう。
食肉鳥卵	食肉並びに食用に供される獸鳥（海獸を除く。）の臓器、可食部分及び卵をいう。	食肉鳥卵とは、食肉並びに食用に供される獸鳥（海獸を除く。）の臓器、可食部分及び卵をいう。
食肉	食用に供される獸鳥（海獸を除く。）の肉（骨付肉を含む。）をいう。	食肉とは、食用に供される獸鳥（海獸を除く。）の肉（骨付肉を含む。）をいう。
臓器	—	臓器とは、肝臓、じん臓、心臓、肺臓、ひ臓、胃及び腸をいう。
可食部分	—	可食部分とは、食道、脳、耳、鼻、皮、舌、尾及び脂肪層をいう。
臓器及び可食部分	肝臓、じん臓、心臓、肺臓、ひ臓、胃、腸、食道、脳、耳、鼻、皮、舌、尾、横隔膜、血液及び脂肪層をいう。	—
家きん	鶏、うずら、あひる、七面鳥、ほろほろ鳥その他の食用又は採卵用に飼育される鳥をいう。	家きんとは、鶏、うずら、あひる、七面鳥、ほろほろ鳥その他の食用又は採卵用に飼育される鳥をいう。
家畜	牛、豚、馬、めん羊及び山羊をいう。	家畜とは、牛、豚、馬、めん羊及び山羊をいう。
結着材料	でん粉、小麦粉、コーンミール、パン粉、植物性たん白、卵たん白、乳たん白、粉乳、ゼラチンその他の結着性を高めるため用いるものをいう。	結着材料とは、でん粉、小麦粉、コーンミール、パン粉、植物性たん白、卵たん白、乳たん白、粉乳、ゼラチンその他の結着性を高めるため用い

るものをいう。

(改正理由)

- ・畜産物缶詰又は畜産物瓶詰の定義において、「調製」の内容を「ばい焼又は塩漬」と明確化した。
- ・畜産物缶詰又は畜産物瓶詰の定義において、食肉を「ばい焼」、「塩漬」したものは、加工品と規定し、食肉から除くことを明確化した。このため、食肉缶詰又は食肉瓶詰の定義において、「食肉（ばい焼又は塩漬したものを除く。）」の規定から「（ばい焼又は塩漬したものを除く。）」の語句を削り、「食肉」と改める。また、調味液については、現行は、「水煮」、「味付」、「油漬」に対応する調味液を具体的に記載しているが、これらは品質表示基準において詳細にされているため、調味液の内容を具体的に規定せず、「調味液」と一般的な規定とした。
- ・食肉を塩漬、蒸煮したものを「コーンドミート缶瓶又はコーンドミート瓶詰め」であることを明確化するとともに、コンビーフ缶詰又はコンビーフ瓶詰は、コーンドミート缶瓶詰の一部であることを明確化した。
- ・チルドミートボール等の他品目との整合性を図るため「臓器」、「可食部分」を「臓器及び可食部分」にまとめた。

3 個別の規格の変更

① 食肉缶詰又は食肉瓶詰の規格

	改 正 案	現 行
その他の事項	<p>1 毛その他のきよう雑物がないこと。</p> <p>2 <u>すじ、血管及び膜がほとんどなく、脂肪部分の重量が固形量の 20 %以下であること。</u></p> <p>[削る。]</p> <p>3 骨付の食肉を原料としたものにあつては、骨の重量が固形量の 15 % (骨付の</p>	<p>1 毛その他のきよう雑物(すじ、血管及び膜を除く。)がないこと。</p> <p>2 <u>すじ及び血管が目立たないもの</u>であり、膜若しくは脂肪部分の重量が固形量の 20 パーセント以下であること。</p> <p>3 <u>小肉片である旨を表示していないもの</u>にあつては、小肉片の重量が固形量の 20 パーセント以下であること。</p> <p>4 骨付の食肉を原料としたものにあつては、骨の重量が固形量の 15 パーセント</p>

	家きん肉にあつては <u>20%</u> 以下であること。 4 [略]	(骨付の家きん肉にあつて は <u>20パーセント</u>) 以下で あること。 5 薄切りにしたものにあつ ては、肉の厚さが4mm以上 であること。
食品添加物	1 しょうゆを使用した調味 液とともに詰めたものにあ つては、L-グルタミン酸 ナトリウム、5'-イノシ ン酸二ナトリウム、 <u>5'</u> - グアニル酸二ナトリウム及 び <u>5'</u> -リボヌクレオチド 二ナトリウム以外のものを 使用していないこと。 2 [略]	1 しょうゆを使用した調味 液とともに詰めたものにあ つては、L-グルタミン酸 ナトリウム、5'-イノシ ン酸二ナトリウム <u>及び</u> <u>5'</u> - グアニル酸二ナトリウム 以外のものを使用していな いこと。 2 その他のものにあつては 、使用していないこと。

(改正理由)

- ・他の事項の「小肉片である旨を表示していない・・・」については、形態の規定（「肉片のそろい及び切り方が適当である」）で判断できるため削除する。
- ・食品添加物の「5'-リボヌクレオチド二ナトリウム」については、(1)うまみを引き出すため、調味料製剤に配合されていることが多いこと (2)当該物質を使用することにより、調味料の使用量の減少が見込まれることから、使用できる調味料に追加する。

② ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰

	改 正 案	現 行
食品添加物	次に掲げるもの以外のものを 使用していないこと。 1 [略]	次に掲げるもの以外のものを 使用していないこと。 1 調味料 5'-イノシン酸二ナトリ ウム、5'-グアニル酸二 ナトリウム、L-グルタミ ン酸ナトリウム及び5'- リボヌクレオチド二ナトリ ウム

	2 結着補強剤 <u>ピロリン酸四カリウム、ピロリン酸二水素二ナトリウム、ピロリン酸四ナトリウム、ポリリン酸カリウム、ポリリン酸ナトリウム、メタリン酸カリウム及びメタリン酸ナトリウムのうち4種以下</u>	2 結着補強剤 <u>重合リン酸塩</u>
3	[略]	3 乳化安定剤 カゼインナトリウム
4	[略]	4 発色剤 亜硝酸ナトリウム、硝酸カリウム及び硝酸ナトリウム
5	[略]	5 酸化防止剤 L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウム

(改正理由)

- ・食品添加物の結着補強剤について、ポジティブリスト化を行う。

③ コンビーフを詰めたもの以外のコードミート缶詰又はコードミート瓶詰

改 正 案		現 行
区分	基準	(規定なし)
香味	第3条の規格の香味と同じ。	
肉質等	1 硬軟が良好であること。 2 配合状態が良好であること。	
色沢	第3条の規格の色沢と同じ。	
その他の事項	すじ、血管及び膜がほとんどないこと。	
粗たん白質	1 7%以上であること。	
原 材 料	食品添加物 外の原材料 1 食肉 牛肉及び馬肉（牛肉の重量が馬肉及び牛	

	<p><u>肉の合計重量の20%以上のものに限る</u></p> <p>。)</p> <p><u>2 食用油脂</u></p> <p><u>3 調味料</u></p> <p><u>食塩、砂糖類その他調味料として使用するもの</u></p> <p><u>4 ゼラチン</u></p> <p><u>5 寒天</u></p> <p><u>6 香辛料</u></p>
食品添加物	<p><u>次に掲げるもの以外のものを使用しないこと。</u></p> <p><u>1 調味料</u></p> <p><u>5' -イノシン酸二ナトリウム、</u> <u>5' -グアニル酸二ナトリウム、</u> <u>L-グルタミン酸ナトリウム及び</u> <u>5' -リボヌクレオチド二ナトリウム</u></p> <p><u>2 乳化安定剤</u></p> <p><u>カゼインナトリウム</u></p> <p><u>3 発色剤</u></p> <p><u>亜硝酸ナトリウム、硝酸カリウム</u> <u>及び硝酸ナトリウム</u></p> <p><u>4 酸化防止剤</u></p> <p><u>L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウム</u></p> <p><u>5 増粘剤</u></p> <p><u>カラギナン、カロブピーンガム及びグアーガム</u></p> <p><u>6 香辛料抽出物</u></p>
異物	<u>第3条の規格の異物と同じ。</u>
内容量	<u>第3条の規格の内容量と同じ。</u>
容器の状態	<u>第3条の規格の容器の状態と同じ。</u>

(改正理由)

- ・現在、市場に多く流通している牛肉と馬肉を使用した製品（ニューコンビーフ）に対応する J A S 規格を新たに制定する。

④ コンビーフ缶詰又はコンビーフ瓶詰の規格

改 正 案			現 行	
区分	基準		区分	基準
	上級	標準		
香味	香味が優良であり、かつ、異味異臭がないこと。	第3条の規格の香味と同じ。	香味	第3条の規格の香味と同じ。
肉質等	1 硬軟が良好であること。 2 配合状態が良好であること。	同左	肉質等	1 硬軟が良好であること。 2 配合状態が良好であること。 —
色沢	第3条の規格の色沢と同じ。	同左	色沢	第3条の規格の色沢と同じ。
その他の事項	すじ、血管及び膜がほとんどないこと。	同左	その他の事項	1 すじ、血管及び膜がほとんどないこと。 2 黒変がないこと。
粗たん白質	21%以上であること。	17%以上であること。	粗たん白質	21%以上であること。
原 材 料	食品添加物以外の原材料 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 食肉 牛肉 2 食用油脂 3 調味料 食塩、砂糖類その他調味料として使用するもの 4 ゼラチン 5 寒天 6 香辛料	同左	原 材 料	食品添加物以外の原材料 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 食肉 牛肉 2 食用油脂 3 調味料 食塩及び砂糖類 4 ゼラチン 5 寒天 6 香辛料
食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 調味料	同左	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 調味料

	<u>5' - イノシン酸二ナトリウム、5' - グアニル酸二ナトリウム、L-グルタミン酸ナトリウム及び5' - リボヌクレオチド二ナトリウム</u>		<u>5' - イノシン酸二ナトリウム、5' - グアニル酸二ナトリウム及びL-グルタミン酸ナトリウム</u>
2 乳化安定剤	<u>カゼインナトリウム</u>	2 乳化安定剤	<u>カゼインナトリウム</u>
3 発色剤	<u>亜硝酸ナトリウム、硝酸カリウム及び硝酸ナトリウム</u>	3 発色剤	<u>亜硝酸ナトリウム、硝酸カリウム及び硝酸ナトリウム</u>
4 酸化防止剤	<u>L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウム</u>	4 酸化防止剤	<u>L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウム</u>
5 増粘剤	<u>カラギナン、カラロブピーンガム及びグーガム</u>	5 増粘剤	<u>カラギナン、カラロブピーンガム及びグーガム</u>
異物	<u>第3条の規格の異物と同じ。</u>	異物	<u>第3条の規格の異物と同じ。</u>
内容量	<u>第3条の規格の内容量と同じ。</u>	内容量	<u>第3条の規格の内容量と同じ。</u>
容器の状態	<u>第3条の規格の容器の状態と同じ。</u>	容器の状態	<u>第3条の規格の容器の状態と同じ。</u>

(改正理由)

- 規格を「上級」と「標準」の2つの区分とし、粗たん白質の基準値を上級は21%以上（コーデックス規格準拠）、標準は17%以上とする。

- ・食品添加物について、調味料に5'－リボヌクレオチド二ナトリウムを追加する。

⑤ 家きん卵水煮缶詰又は家きん卵水煮瓶詰の規格

	改 正 案	現 行
形態	形が整っていること。	形が整っており、卵黄の露出及び傷がほとんどないものであること。
その他の事項	<p>1 液が清澄であること。</p> <p>2 卵黄の露出がないこと。</p> <p>3 損傷がほとんどないこと</p> <p>4 内皮の除去が良好であること。</p>	液汁が清澄で、殻及び内皮の残存がないこと。
食品添加物以外の原材料	<p>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</p> <p>1 家きん卵 [削る。]</p> <p>2 食塩</p>	<p>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</p> <p>1 家きん卵</p> <p>2 水</p> <p>3 食塩</p>

(改正理由)

- ・畜産物缶瓶詰のJAS規格において、家きん卵水煮缶瓶詰以外の規格で原材料に「水」を規定しているものがないため、削除する。

4 測定方法

	改 正 案	現 行
粗たん白質	<p>ケルダール法により全窒素を定量し、これに6.25を乗じて粗たん白質の量とする。</p> <p>1 測定の手順</p> <p>(1) 試料の調製</p> <p>試料をフードプロセッサー等で均一にする。</p> <p>(2) 分解</p> <p>ア 出力可変電熱式分解台（ビーカーに沸石2~3個と水100mLを入れ、最大出力で10分間予熱した熱源にのせたとき、5分以内に沸騰する能力を有するものであること。）を用いた方法</p>	<p>試料約2gを量り取り、ケルダール法により窒素の量を求め、これに6.25を乗じて得た値の試料重量に対する百分比を粗たん白質の値とする。</p>

(7) 試料約1gを正確に薬包紙に量りとり、500mlケルダール分解フラスコに薬包紙ごと入れ、分解促進剤（硫酸カリウムと硫酸銅（II）五水和物を9:1の割合で粉碎混合して調製する。以下同じ。）約10g及び硫酸約15mlを加え、あらかじめ保温しておいた分解台の熱源の上に設置する。

(1) はじめ、弱出力で加熱し、泡立ちがおさまったら、出力を徐々に最大にする。分解液が青色透明になっているのを確認後、約90分間そのまま加熱する。

(2) 加熱終了後、室温まで放冷し水を約50ml加えて、分解物を溶解する。

(3) (1)から(2)までの操作を空試験試料（薬包紙のみ）についても同様に行う。

イ 加熱ブロック分解装置（分解チューブに沸石2~3個と水50mlを入れ、あらかじめ400℃に設定した加熱ブロックにチューブをのせたとき、2分30秒以内に沸騰する能力を有するものであること。）を用いた方法

(7) 試料約1gを正確に薬包紙に量りとり、250mlケルダール分解チューブに薬包紙ごと入れ、分解促進剤約10g及び硫酸約15mlを加え、あらかじめ保温しておいた加熱ブロック分解装置に設置する。

(1) 最初は200℃で加熱し、30~40分経過して泡立ちがおさまったら400℃にする。分解液が青色透明になっているのを確認後、約90分間そのまま加熱する。

(2) 加熱終了後室温まで放冷する。

(3) (1)から(2)までの操作を空試験試料（薬包紙のみ）についても同様に行う。

(3) 蒸留

ア 水蒸気蒸留装置を用いた方法（(2)のアと組み合わせて用いる。）

吸収用の300ml三角フラスコ（F）に4%ほう酸水溶液25mlを入れ、プロモクレゾールグリーン・メチルレッド混合指示薬（プロモクレゾールグリーン0.075g及びメチルレッド0.05gを95%エタノール100mlに溶解する。以下同じ。）2~3滴を加え、これを冷却器Eの下端に、留出口が液中に浸るように装着する。

分解が終了したケルダール分解フラスコを装置に（Cの

位置に)接続し、40%水酸化ナトリウム水溶液(Gに充填しておく)約60mlを流入させ、アルカリ性にした後、加熱蒸留し、吸収用フラスコへの蒸留液が約150mlになるまで約20分蒸留する。留出口を液面から離し、さらに2分間蒸留を続けた後、少量の水で先端を洗い込む。

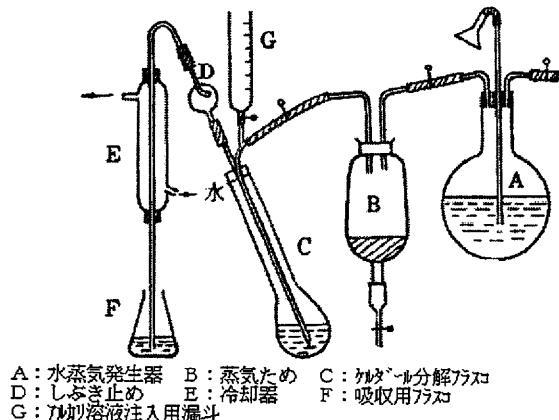


図1 水蒸氣蒸留装置

イ 自動蒸留装置(ケルダール法の水蒸氣蒸留を自動で迅速に行う装置)を用いた方法(2)のイと組み合わせて用いる。)

分解液の入ったチューブをそのまま自動蒸留装置にセットし、レシーバー部に4%ほう酸水溶液25ml及びブロモクレゾールグリーン・メチルレッド混合指示薬2~3滴を加えた300ml三角フラスコをセットし、蒸留水50ml、40%水酸化ナトリウム水溶液60ml、蒸留時間5分の条件で蒸留を行う。

(4) 滴定

ア 手動滴定(比色による目視)

蒸留液を0.1mol/L硫酸標準溶液で滴定する。液が緑色、汚無色を経てうすい灰赤色を呈したところを終点とする。空試験用試料について得られた蒸留液も同様に滴定を行う。

イ 自動滴定

蒸留液を0.1mol/L硫酸標準溶液で滴定する。滴定装置の操作に従い、終点を検出する。空試験用試料について得られた蒸留液も同様に操作を行う。

2 計算

$$\text{粗たん白質 (\%)} = \frac{(T - B *) \times F \times 0.0028 / W}{\times k \times 100}$$

T : 滴定値 (ml)

B : 空試験の滴定値 (ml)

F : 0.1 mol/L 硫酸標準溶液のファクター

W : 試料の測定重量 (g)

k : たんぱく質換算係数 (6.25)

0.0028 : 0.1 mol/L 硫酸標準溶液 1 ml に相当する窒素の重量 (g)

* : 空試験の滴定で、1 滴で明らかに終点を超える色を呈したときは、空試験の滴定値を 0 とする。

注 1 : 試験に用いる水は、別に規定するもののほか、蒸留法若しくはイオン交換法によって精製した水又は逆浸透法、蒸留法、イオン交換法などを組み合わせた方法によって精製した水とする。

注 2 : 別に規定するもののほか、試験に用いる試薬、試液、容量分析用標準試薬は、日本工業規格試薬の容量分析用標準試薬、特級などの規格に適合するものとする。

(改正理由)

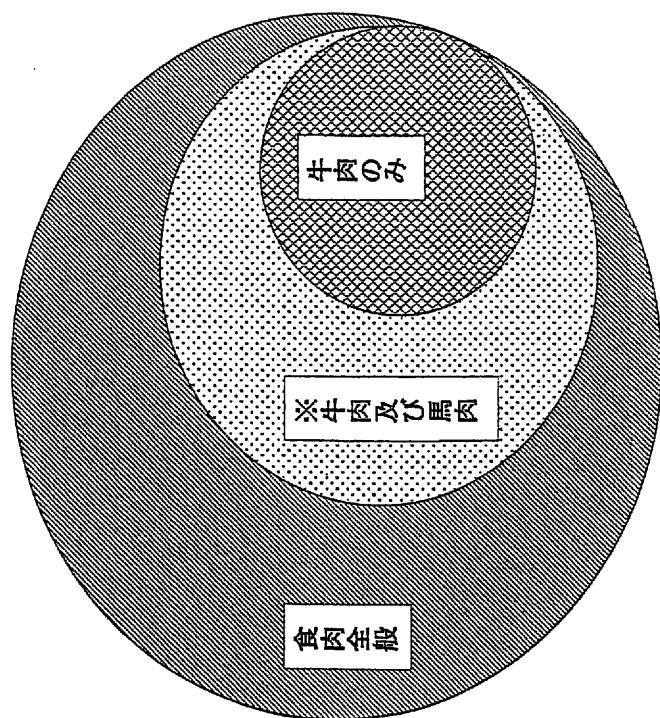
- ・現在、ケルダール法による粗たん白質の測定は、分解、蒸留、滴定について複数の方法で行われている。このため、JAS 規格の測定方法も、分析精度などが確認された特定の測定方法を規定することとし、缶詰製造業者や分析機関が特定の測定方法が利用できるようにする。

コーチドミート及びコンビーフについて

○使用原料肉による区分

○名称規制とJAS規格の対象範囲

JAS規格及び品質表示基準改正案	
使用原 料肉に よる区 分	JAS規格 品 質 表 示 基 準 に よ る 名 称 規 制
	「コンビーフ」
	「コーチドミート」 〔「ニューコンミート」 も可〕
	「コーチドミート」
	対象外



※ 牛肉の重量が原料肉（馬肉及び牛肉）の重量
の20%以上のものを

改 正 案	現 行
畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格 (適用の範囲) 第1条 この規格は、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰のうち、食肉缶詰又は食肉瓶詰、ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰、コーンドミート缶詰又はコーンドミート瓶詰、コンビーフ缶詰又はコンビーフ瓶詰並びに家きん卵水煮瓶詰及び家きん卵水煮缶詰又は家きん卵水煮瓶詰に適用する。	畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格 (適用の範囲) 第1条 この規格は、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰のうち、食肉缶詰又は食肉瓶詰、ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰、コンビーフ缶詰、コンビーフ瓶詰並びにコンビーフ瓶詰に適用する。
第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げるとおりとする。 (定義)	第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げるとおりとする。 (定義)
用語 畜産物缶詰又は畜産物瓶詰 食肉缶詰又は食肉瓶詰 ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰 コーンドミート缶詰又はコーンドミート瓶詰 コンビーフ缶詰又はコンビーフ瓶詰	定義 食肉鳥卵又はその加工品（調味、ばい焼又は塩漬したものを含む。）に調味液を加え 又は加えないで、缶又は瓶に密封し、加熱殺菌したものをいう。 畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、食肉（ばい焼又は塩漬したもの）を除く。 ）に水及び食塩をえたもの、しようゆ及び砂糖類をえたもの又はこれらに調味料、香辛料等をえたものを詰めたものをいう。 畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、家畜、家兔若しくは家きんの肉を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉したもに、家畜、家兔若しくは家きんの臓器及び可食部分を塩漬し若しくは塩漬しないで、ひき肉を塩漬しないで、ひき肉若しくは魚肉若しくは鯨肉を塩漬し若しくは塩漬しないで、ひき肉し、若しくはすりつぶしたもの又は魚肉若しくは鯨肉の原材料（調味液の原材料を除く。以下この項において同じ。）に占める重量の割合が15%未満であるものに限る。）を加え又は加えないで、調味料、香辛料等を加え、結着材料（接着材料の内容固形量に占める重量の割合が15パーセント未満であるものに限る。）を加え又は加えないで、練り合わせたもの（グリンピース、パリカその他の種ものを含む。）をケーシング等に充てんした後、くん煙し又はくん煙しないで、加熱し、又は乾燥したものをプロック、スライス若しくはその他の形状に切断し、又はそのまままで詰めたものをいう。 畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、食肉を塩漬し、煮熟した後、ほぐし若しくはほぐさないで、食用油脂、調味料、香辛料等を加え又は加えないで詰めたものをいう。 コーンドミート缶詰又はコーンドミート瓶詰 コンビーフ缶詰又はコンビーフ瓶詰
用語 畜産物缶詰又は畜産物瓶詰 食肉缶詰又は食肉瓶詰 ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰 コーンドミート缶詰又はコーンドミート瓶詰 コンビーフ缶詰又はコンビーフ瓶詰	定義 食肉鳥卵又はその加工品（調味、ばい焼又は塩漬したものを含む。）に調味液を加え 又は加えないで、缶又は瓶に密封し、加熱殺菌したものをいう。 畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、食肉（ばい焼又は塩漬したもの）を除く。 ）に水及び食塩をえたもの、しようゆ及び砂糖類をえたもの又はこれらに調味料、香辛料等をえたものを詰めたものをいう。 畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、家畜、家兔若しくは家きんの肉を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉したもに、家畜、家兔若しくは家きんの臓器及び可食部分を塩漬し若しくは塩漬しないで、ひき肉を塩漬しないで、ひき肉若しくは魚肉若しくは鯨肉を塩漬し若しくは塩漬しないで、ひき肉し、若しくはすりつぶしたもの又は魚肉若しくは鯨肉の原材料（調味液の原材料を除く。以下この項において同じ。）に占める重量の割合が15%未満であるものに限る。）を加え又は加えないで、調味料、香辛料等を加え、結着材料（接着材料の内容固形量に占める重量の割合が15パーセント未満であるものに限る。）を加え又は加えないで、練り合わせたもの（グリンピース、パリカその他の種ものを含む。）をケーシング等に充てんした後、くん煙し又はくん煙しないで、加熱し、又は乾燥したものをプロック、スライス若しくはその他の形状に切断し、又はそのまままで詰めたものをいう。 畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、食肉を塩漬し、煮熟した後、ほぐし若しくはほぐさないで、食用油脂、調味料、香辛料等を加え又は加えないで詰めたものをいう。 コーンドミート缶詰又はコーンドミート瓶詰 コンビーフ缶詰又はコンビーフ瓶詰

家きん卵水煮缶詰又は家きん卵水煮瓶詰	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、家きんの卵を煮熟し、殻を除去して、水及び食盐とともに詰めたものをいう。
食肉鳥卵	食肉並びに食用に供される獸鳥（海獸を除く。）の臓器、可食部分及び卵をいう。
食肉	食用に供される獸鳥（海獸を除く。）の肉（骨付肉を含む。）をいう。
臓器及び可食部分	肝臓、じん臍、心臍、肺臍、ひ臍、胃、腸、食道、脳、耳、鼻、皮、舌、尾、横隔膜、血液及び脂肪層をいう。
家きん	鶴、うずら、あひる、七面鳥、ほろほろ鳥その他の食用又は採卵用に飼育される鳥をいう。
家畜	牛、豚、馬、めん羊及び山羊をいう。
結着材料	でん粉、小麦粉、コーンミール、パン粉、植物性たん白、卵たん白、卵たん白、粉乳、ゼラチンその他の結着性を高めるため用いるもの等をいう。

(食肉缶詰又は食肉瓶詰の規格)	
第3条 食肉缶詰又は食肉瓶詰の規格は、次のとおりとする。	
区分	基 準
香味	【略】
肉質	【略】
形態	小肉片、ほぐし肉及びき肉を詰めたもの以外のものにあっては、肉片のそろい及び切り方が適当であること。
色沢	色沢が良好であること。
液汁	1 水及び食用油脂を使用した調味液とともに詰めたものにあっては、液がおむね清澄であること。 2 その他のものにあっては、液量がおおむね適当であること。
その他の事項	1 毛その他のきよう雜物（すじ、血管及び膜を除く。）がないこと。 2 血管及び膜が目立たないものであり、膜若しくは脂肪部分の重量が固形量の20パーセント以下であること。 3 小肉片である旨を表示しないものにあっては、小肉片の重量が固形量の20パーセント以下であること。 4 骨付の食肉を原料としたものにあっては、骨の重量が固形量の15パーセント（骨付の家きん肉にあっては20パーセント）以下であること。 5 薄切りにしたものにあっては、肉の厚さが4mm以上であること。
原材料	1 食品添加物以外の原材料 2 食品添加物
原材料	1 しようゆを使用した調味液とともに詰めたものにあっては、L-グルタミン酸ナトリウム、5'-イノシン酸二ナトリウム、5'-グアニル酸二ナトリウム及び5'-リボヌクレオチド二ナトリウム以外のものを使用していないこと。 2 1 しようゆを使用した調味液とともに詰めたものにあっては、L-グルタミン酸ナトリウム、5'-イノシン酸二ナトリウム及び5'-グアニル酸二ナトリウム以外のものを使用していないこと。

2-2

異物	2 [略]
内容量	[略]
容器の状態	[略]

(ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰の規格)
第4条 ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰の規格は、次のとおりとする。

食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 [略] 2 結着補強剤 ピロリン酸四カリウム、ピロリン酸二水素二ナトリウム、ピロリン酸ナトリウム、ポリリン酸ナトリウム、メタリン酸カリウム及びメタリン酸ナトリウムのうち4種以下 3 [略] 4 [略] 5 [略]
異物	[略]
内容量	[略]

異物	2 その他のものにあつては、使用していないこと。 混入していないこと。
内容量	表示重量に適合していること。
容器の状態	1 密封が完全で、かつ、適当な真空度を保持していること。 2 外観が良好であること。 3 缶詰のものにあつては、缶の内面の状態が良好であること。 4 瓶詰のものにあつては、瓶及びふたの品質及び型体並びにパッキングの材質が良好であること。

(ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰の規格)

第4条 ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
香味	[略]
肉質等	[略]
色沢	[略]
原 材 料 の 原 材 料	食品添加物以外 の原材料 1 食肉 豚肉、牛肉、馬肉及び鶏肉（セミドライソーセージにあつては豚肉、牛肉及び馬肉に限る。） 2 豚の脂肪層 3 結着材料 でん粉及び植物性たん白 4 調味料 5 香辛料
食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 調味料 5' 一イノシン酸二ナトリウム、5' 一グアニル酸二ナトリウム、L-グルタミン酸ナトリウム及び5' -リボヌクレオチド二ナトリウム 2 結着補強剤 重合リン酸塩 3 乳化安定剤 カゼインナトリウム 4 着色剤 亜硝酸ナトリウム、硝酸カリウム及び硝酸ナトリウム 5 酸化防止剤 L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウム
異物	前条の規格の異物と同じ。
内容量	前条の規格の内容量と同じ。

(コンビーフを詰めたもの以外のコーンドミート缶詰又はコーンドミート瓶詰の規格)

第5条 コンビーフを詰めたもの以外のコーンドミート缶詰又はコーンドミート瓶詰の規格は、次のとおりとする。

区分	分	基準	準則
香味		第3条の規格の香味と同じ。	
肉質等	1	硬軟が良好であること。	
	2	配合状態が良好であること。	
色沢		第3条の規格の色沢と同じ。	
その他の事項		すじ、血管及び膜がほとんどないこと。	
粗たん白質		1.7%以上であること。	
原 材 料	食品添加物以外	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。	
の原材料	1 食肉	牛肉及び馬肉（牛肉の重量が馬肉及び牛肉の合計重量の20%以上のものに限る。）	
料	2 食用油脂		
	3 調味料		
	4 食塩、砂糖類その他調味料として使用するもの		
	5 ゼラチン		
	6 鹿天		
食品添加物		次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。	
	1 調味料	5'-イノシン酸二ナトリウム、5'-グアニル酸二ナトリウム、L-グルタミン酸ナトリウム及び5'-リボヌクレオチド二ナトリウム	
	2 乳化安定剤		
	3 発色剤	カゼイシナトリウム	
	4 酸化防止剤	亜硝酸ナトリウム、硝酸カリウム及び硝酸ナトリウム	
	5 増粘剤	L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウム	
異物	6 香辛料抽出物	カラギナン、カラブピーンガム及びガーガム	
内容量		第3条の規格の異物と同じ。	
容器の状態		第3条の規格の容器の状態と同じ。	

(コンビーフ缶詰又はコンビーフ瓶詰の規格)

(コンビーフ缶詰又はコンビーフ瓶詰の規格)

第6条 コンビーフ缶詰又はコンビーフ瓶詰の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 級	上 級	下 級	標 準	准 基	区 分	基
香味	香味が優良であり、かつ、異味異臭がないこと。			第3条の規格の香味と同じ。		香味	第3条の規格の香味と同じ。
肉質等	1 優軟が良好であること。 2 配合状態が良好であること。	同左		肉質等	1 優軟が良好であること。 2 肉と脂肪の配合状態が良好であること。	肉質等	1 優軟が良好であること。 2 肉と脂肪の配合状態が良好であること。
色沢	第3条の規格の色沢と同じ。	同左		色沢	第3条の規格の色沢と同じ。	粗たん白質	2.1%以上あること。
その他の事項	すじ、血管及び膜がほとんどないこと。	同左		粗たん白質	2.1%以上あること。	その他の事項	1.すじ、血管及び膜がほとんどないこと。 2.黒変がないこと。
粗たん白質	2.1%以上あること。	同左		粗たん白質	2.1%以上あること。	粗たん白質	1.すじ、血管及び膜がほとんどないこと。 2.黒変がないこと。
原 材 料	食品添加物以外の原材料	次に掲げるものの以外のものを使用しないこと。		原 材 料	食品添加物以外の原材料	原 材 料	次に掲げるものの以外のものを使用していないこと。
	1 食肉	1 食肉			1 食肉		1 調味料
	2 食用油脂	2 食用油脂			2 食用油脂		2 乳化安定剤
	3 調味料	3 調味料			3 食塩及び砂糖類		3 発色剤
	食塩、砂糖類その他の調味料として使用するもの				4 ゼラチン		4 重硝酸ナトリウム、硝酸カリウム及び硝酸ナトリウム
	4 ゼラチン	4 ゼラチン			5 寒天		4 酸化防止剤
	5 寒天	5 寒天			6 香辛料		5 増粘剤
	6 香辛料	6 香辛料					
食品添加物	次に掲げるものの以外のものを使用しないこと。	同左		食品添加物	次に掲げるものの以外のものを使用しないこと。		
	1 調味料	1 調味料			1 調味料		1 カゼイシンナトリウム
	5' -イノシン酸二ナトリウム	5' -イノシン酸二ナトリウム			5' -イノシン酸二ナトリウム		2 ラグルタミン酸ナトリウム
	5' -グアニル酸二ナトリウム	5' -グアニル酸二ナトリウム			5' -グアニル酸二ナトリウム		3 カゼイシンナトリウム
	、L-グルタミン酸ナトリウム及び5' -リボヌクレオチド二ナトリウム	、L-グルタミン酸ナトリウム及び5' -リボヌクレオチド二ナトリウム			、L-グルタミン酸ナトリウム		4 L-アスコルビン酸及びアスコルビン酸ナトリウム
	2 乳化安定剤	2 乳化安定剤			2 乳化安定剤		5 カラギナン、カラゴビーンガム及びガーナガム
	カゼイシンナトリウム	カゼイシンナトリウム			カゼイシンナトリウム		
	3 登色剤	3 登色剤			3 登色剤		
	亜硝酸ナトリウム、硝酸カリウム及び硝酸ナトリウム	亜硝酸ナトリウム、硝酸カリウム及び硝酸ナトリウム			亜硝酸ナトリウム		
	4 塗化防止剤	4 塗化防止剤			4 塗化防止剤		
	L-アスコルビン酸ナトリウム	L-アスコルビン酸ナトリウム			L-アスコルビン酸ナトリウム		
	5 増粘剤	5 増粘剤			5 増粘剤		
	カラギナン、カラゴビーンガム	カラギナン、カラゴビーンガム			カラギナン、カラゴビーンガム		

及びアーガム	第3条の規格の異物と同じ。
異物	第3条の規格の異物と同じ。
内容量	第3条の規格の内容量と同じ。

(家きん卵水煮缶詰又は家きん卵水煮瓶詰の規格)

第7条 家きん卵水煮缶詰又は家きん卵水煮瓶詰の規格は、次のとおりとする。

区分	基準	準則
香味	【略】	第3条の規格の香味と同じ。
肉質	【略】	硬軟が良好であること。
形態	形が整つていること。	形が整つており、卵黄の露出及び傷がほとんどないものであること。
色沢	【略】	第3条の規格の色沢と同じ。
その他の事項	1 波が清澄であること。 2 卵黄の露出がないこと。 3 損傷がほとんどないこと。 4 内皮の除去が良好であること。	液汁が清澄で、殻及び内皮の残存がないこと。

原材料の原材料	食品添加物以外	次に掲げるものの以外のものを使用していないこと。
	1 家きん卵 〔削る。〕	1 家きん卵
	2 食塩	2 水 3 食塩
	食品添加物	使用していないこと。
異物	【略】	第3条の規格の異物と同じ。
内容量	【略】	第3条の規格の内容量と同じ。
容器の状態	【略】	第3条の規格の容器の状態と同じ。

第6条 家きん卵水煮缶詰又は家きん卵水煮瓶詰の規格は、次のとおりとする。

区分	基準	準則
香味	【略】	第3条の規格の香味と同じ。
肉質	【略】	硬軟が良好であること。
形態	形が整つていること。	形が整つており、卵黄の露出及び傷がほとんどないものであること。
色沢	【略】	第3条の規格の色沢と同じ。
その他の事項	1 波が清澄であること。 2 卵黄の露出がないこと。 3 損傷がほとんどないこと。 4 内皮の除去が良好であること。	液汁が清澄で、殻及び内皮の残存がないこと。
原材料の原材料	食品添加物以外	次に掲げるものの以外のものを使用していないこと。
	1 家きん卵 〔削る。〕	1 家きん卵
	2 食塩	2 水 3 食塩
食品添加物	【略】	使用していないこと。
異物	【略】	第3条の規格の異物と同じ。
内容量	【略】	第3条の規格の内容量と同じ。
容器の状態	【略】	第3条の規格の容器の状態と同じ。

第7条 第3条、第4条及び第6条の規格における固形量及び第5条の規格における粗たん白質の測定方法は、次のとおりとする。

固形量	項目	測定方法
1 缶詰の場合	缶詰を切り開き、2分間缶詰を傾斜して放置し、液を流出させた後に測定した重量から、缶の重量を差し引いた重量とする。	粗たん白質
2 瓶詰の場合	ふたを開き、2分間容器を傾斜して放置し、液を流出させた後に測定した重量から、容器の重量を差し引いた重量とする。	ケルダール法により全窒素を定量し、これに6.25を乗じて粗たん白質の量とする。 ① 試料の調製 ② 試料をフードプロセッサー等で均一にする。

第8条 第3条、第4条及び第7条の規格における固形量並びに第5条及び第6条の規格における粗たん白質の測定方法は、次のとおりとする。

固形量	項目	測定方法
1 缶詰の場合	缶詰を切り開き、2分間缶詰を傾斜して放置し、液を流出させた後に測定した重量から、缶の重量を差し引いた重量とする。	粗たん白質
2 瓶詰の場合	ふたを開き、2分間容器を傾斜して放置し、液を流出させた後に測定した重量から、容器の重量を差し引いた重量とする。	ケルダール法により全窒素を定量し、これに6.25を乗じて粗たん白質の量とする。 ① 試料の調製 ② 試料をフードプロセッサー等で均一にする。

- ア 出力可変電熱式分解台（ビーカーに沸石2～3個と水100m^lを入れ、最大出力で10分間予熱した熱源にのせたとき、5分以内に沸騰する能力を有するものであること。）を用いた方法
- (1) 試料約1gを正確に薬包紙に量りとり、500m^lケルダール分解フ拉斯コに入れ、分解促進剤（硫酸カリウムと硫酸銅（II）五水和物を9：1の割合で粉碎混合して調製する。以下同じ。）約10g及び硫酸濃約15m^lを加え、あらかじめ保溫しておいた分解台の熱源の上に設置する。
- (1) はじめ、弱出力で加熱し、泡立ちが止まつたら、出力を徐々に最大にする。分解液が青色透明になっているのを確認後、約90分間そのまま加熱する。
- (2) 加熱終了後、室温まで放冷し水を約50m^l加えて、分解物を溶解する。
- (2) (1)から(2)までの操作を空試験試料（薬包紙のみ）についても同様に行う。
- イ 加熱ブロック分解装置（分解チューブに沸石2～3個と水50m^lを入れ、あらかじめ400℃に設定した加熱ブロックにチューブをのせたとき、2分30秒以内に沸騰する能力を有するものであること。）を用いた方法
- (1) 試料約1gを正確に薬包紙に量りとり、250m^lケルダール分解チューブに薬包紙ごと入れ、分解促進剤約10g及び硫酸濃約15m^lを加え、あらかじめ保温しておいた加熱ブロック分解装置に設置する。
- (1) 最初は200℃で加熱し、30～40分経過して泡立ちが止まつたら400℃にする。分解液が青色透明になっているのを確認後、約90分間そのまま加熱する。
- (2) 加熱終了後室温まで放冷する。
- (2) (1)から(2)までの操作を空試験試料（薬包紙のみ）についても同様に行う。
- (3) 蒸留
- ア 水蒸気蒸留装置を用いた方法 (2)のアと組み合せて用いる。) 吸收用の300m^l三角フラスコ(F)に4%ほう硫酸溶液2.5m^lを入れ、プロモクレーン・グリーン・メチルレッド混合指示薬（プロモクレーン・グリーン0.075g及びメチルレッド0.05gを95%エタノール100m^lに溶解する。以下同じ。）2～3滴を加え、これを冷却器Eの下端に、留出ロッドが液中に浸るように装着する。
- 分解が終了したケルダール分解フ拉斯コを装置に(Cの位置に)接続し、4.0%水酸化ナトリウム水溶液(Gに充填しておく)約60m^lを流入させ、アルカリ性にした後、加熱蒸留し、吸収用フラ

スコへの蒸留液が約150mlになるまで約20分蒸留する。留出
口を液面から離し、さらに2分間蒸留を続けた後、少量の水で先端
を洗い込む。

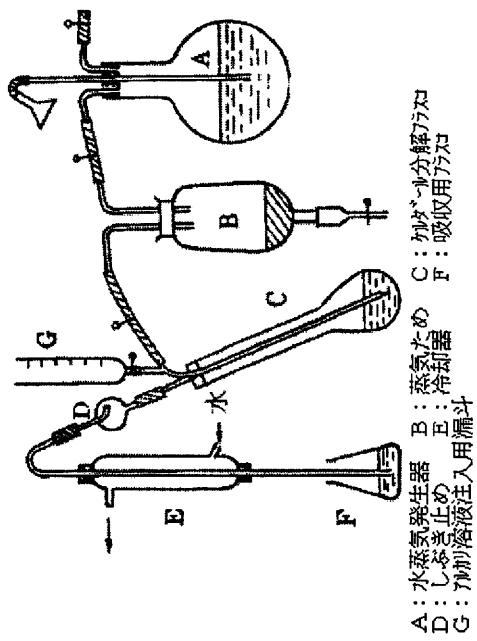


図1 水蒸気蒸留装置

イ 自動蒸留装置(ケルダール法の水蒸気蒸留を自動で迅速に行う装置)を用いた方法((2)のイ)と組み合わせて用いる。) 分解液の入ったチューブをそのまま自動蒸留装置にセットし、レシーバー部に4%ほう酸水溶液25ml及びプロモクレゾールグリーン・メチルレッド混合指示薬2~3滴を加えた300ml三角フラスコをセットし、蒸留水50ml、40%水酸化ナトリウム水溶液60ml、蒸留時間5分の条件で蒸留を行う。

(4) 滴定

ア 手動滴定(比色による目視)

蒸留液を0.1mol/L硫酸標準溶液で滴定する。液が緑色、汚無色を経てうすい灰赤色を呈したところを終点とする。空試験用試料について得られた蒸留液も同様に滴定を行なう。

イ 自動滴定

蒸留液を0.1mol/L硫酸標準溶液で滴定する。滴定装置の操作に従い、終点を検出する。空試験用試料について得られた蒸留液も同様に操作を行なう。

2 計算

$$\text{粗たん白質(%)} = \frac{(T - B^*) \times F \times 0.0028 / W \times k}{T \times 1.00}$$

B : 空試験の滴定値 (m l)

F : 0. 1 m o 1 / L 硫酸標準溶液のファクター

W : 試料の測定重量 (g)

k : たんぱく質換算係数 (6. 25)

0. 0028 : 0. 1 m o 1 / L 硫酸標準溶液 1 m l に相当する窒

素の重量 (g)

* : 空試験の滴定で、1 滴で明らかに終点を超える色を呈したときは、空試験の滴定値を 0 とする。

注 1 : 試験に用いる水は、別に規定するもののほか、蒸留法若しくはイオン交換法によって精製した水又は逆浸透法、蒸留法、イオン交換法などを組み合わせた方法によって精製した水とする。

注 2 : 別に規定するもののほか、試験に用いる試薬、試液、容量分析用標準試薬は、日本工業規格試験の容量分析用標準試薬、特級などの規格に適合するものとする。